

利益相反取引等管理規則

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の利益相反取引及び競業取引（以下「利益相反取引等」という。）を適切に管理するために必要な事項を定め、本協会の事業が公正に行われることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規則の適用対象者は、以下の各号の全てとする（以下、本規則において「役職員」という。）。

- (1) 定款第16条に定める評議員
- (2) 定款第25条第1項に定める役員（理事及び監事）
- (3) 就業規則第3条第1項に定める職員（正職員、契約職員、再雇用職員及びパートタイム職員）

(利益相反取引等の定義)

第3条 本規則において、利益相反取引等とは次の各号に掲げる行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとし、また、その行為の種類を問わない。

- (1) 役職員、役職員の配偶者及び一親等の親族並びにこれらの者が代表者を務める法人（評議員が代表者を務める加盟団体及び加盟チームを除く。以下、「役職員等」という。）が、自己又は第三者のために行う本協会の事業の部類に属する取引。
- (2) 役職員等が、自己又は第三者のために本協会と直接行う取引。
- (3) 本協会が役職員等の債務を保証すること、その他役職員等以外の者との間において本協会と当該役職員等との利益が相反する取引。

(役職員の義務)

第4条 本協会の評議員が、利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に専務理事の承認を得なければならない。

- 2 本協会の役員が、利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に理事会の承認を得なければならない。
- 3 本協会の職員が、利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に専務理事の承認を得なければならない。
- 4 本協会の役職員は、事情の変更により利益相反取引等が生じる場合には、速やかに本協会に報告するものとする。その場合は、第1項及び第2項に準じて承認を得なければならない。

(考慮要素)

第5条 前条第1項又は第2項に定める承認の申請を受けた者は、以下を含めた諸要素を考慮した上で、取引が本協会の利益になると総合的に判断した場合には、当該申請を承認することができる。

- (1) 当該取引が本協会にとって必要不可欠であること
- (2) 当該取引が本協会の利益を最大化できる見込みであること
- (3) 当該取引により当該対象者が不当に利益を得ているとはいえないこと
- (4) 当該取引により本協会の公平性に疑念が生じるとはいえないこと

(適切な利益相反取引管理)

第6条 本協会の役職員は、自己以外の役職員等の利益相反取引等を発見した場合には、速やかに本協会に報告し、本協会において適切な利益相反取引等の管理が行われるよう努める。

(細則)

第7条 会長は、利益相反取引等管理に関する運用手続きを定めることができる。

(改廃)

第8条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

第9条 本規則は、2022年1月20日から施行する。

(改正)

2022年3月10日